

人権としての特別支援教育

藤本文朗

私自身「特殊教育」の教員養成に50年余りかかわり、付属養護学校の校長も4年兼任した。その後、定年後その立場を離れたが、相談活動や研究成果の発表をし続けてきた。

2007年より学校教育法改定に伴い、特殊教育から特別支援教育へと制度が変わったが、そのことばは日本特有の造語と言えよう。特別支援教育ということばは、出初めた頃、京都府教育委員会のパンフレットでSpecial Support Educationとの、世界に通じない英語を使っていた。

2019年4月より全ての大学で、小中学校の教員免許状を取得する学生は特別支援教育の単位が必須となった(1単位～2単位、現実にはほとんどの大学で1単位15時間である)。毎年20万人以上の学生がこの授業を受けている。さらに、この特集の二通論文が記しているように、特殊教育時代の障害児だけでなく、発達障害と考えられる児童生徒(約6%)、不登校児童生徒(2019年度18万人余り)、外国人の児童生徒(3万人余り)など、特別支援教育の対象が大きく拡大し(10人に1人)、これに特別支援学校・学級、通常学級で対応することが求められ、教員に重い負担が求められている。これに呼応して、大学生だけでなく、卒業して教員になっても使える教科書を本特集の執筆者が参加して出版した。

本特集のねらいは、憲法の理念に基づく特別支援教育創造の土台づくりである。OECD加盟国のなかで教育予算が最下位(対GDP比)であるということと深くかかわっての矛盾が特別

支援教育に重くのしかかっている。

第1の二通論文は小・中の特殊教育・特別支援学級の教師の実践・経験(1997～2019年)を通しての特別支援教育の総括と展望を明らかにした。また特別支援教育における「支援と指導」を分けた実践の重要性を述べている。

第2の小野川論文は特別支援学校の寄宿舎での生活指導実践の基礎に立って、特別支援学校(73校)の保護者アンケート調査を通して、コロナ禍での休校などが児童・生徒の生活と発達をいかに脅かすかを明らかにした。長期化すると生命と健康に大きく影響を与えると述べている。

第3の近藤論文は、特別支援教育教科書を使っているゼミ体験からの報告である。大学で支援教育を必要とする学生に対して、「介護体験」などによって「自分探し」をしていくプロセスを述べつつ、「相互のかかわりあいから、社会に対して知を創造し、発信をしていく場として、大学にインクルーシブな文化を生み出す知の発信の場となる役割が求められている」と述べている。

第4の竹澤・藤本論文は発展途上国であるベトナムを選び、40年間弱の日本との交流を通して(藤本他:「日本の支援による初めてのベトナム障害児教育教員養成」本誌2003年1月号)の今日的評価などを記している。

(ふじもと・ぶんろう: JSA 高齢者・障害者の
人権保障研究委員会, 教育臨床)